



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 6 月 23 日（月曜日） 第 622 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○液化石油ガス販売事業者の認定……………（消防保安課） 1	
○生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出…（福祉保健課） 1	
○指定障害児通所支援事業の廃止……………（障がい福祉課） 1	
○公金の収納に関する事務の委託……………（こども家庭課） 1	
公 告	
○争議行為の通知……………（雇用労働政策課） 2	
○土地改良区の役員の就退任の届出（2 件）……（団体指導検査課） 2	
○土地改良区の定款変更の認可……………（ “ ” ） 3	
○入札公告（2 件）…………… 3	
○落札者等の公告…………… 5	
病院局公営企業告示	
○指定納付受託者の指定…………… 5	
○公金の収納に関する事務の委託…………… 5	
○病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃 業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に 関する要綱の一部を改正する告示…………… 6	
雑 報	
○宮崎県市町村職員共済組合の令和 6 年度の決算 の要旨…………… 9	

告 示

宮崎県告示第 388 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 35 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和 7 年 6 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名又は名称	住 所	認定の種別	認定年月日
東洋興産株式会社	都城市小松原町 1 号 6 番地	第 1 号認定液化石油ガス販売事業者	令和 7 年 6 月 6 日

宮崎県告示第 389 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 2 項において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり

廃止した旨の届出があった。

令和 7 年 6 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
那須 紗千香 みなと針灸整骨院	日向市江良町 3 丁目 52 番 2	令和 3 年 6 月 8 日
林 和生 みなと針灸整骨院	日向市江良町 3 丁目 52 番 2	令和 3 年 6 月 8 日
執行 裕 みなと針灸整骨院	日向市江良町 3 丁目 52 番 2	令和 3 年 6 月 8 日
土井 良太 みなと針灸整骨院	日向市江良町 3 丁目 52 番 2	令和元年 10 月 10 日

宮崎県告示第 390 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 7 年 6 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		廃 止 年月日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4550300422	デイサービスあくた東海店	宮崎県延岡市無鹿町 1 丁目 2148 番地	株式会社カイホウ	宮崎県延岡市無鹿町 1 丁目 2148 番地	令和 7 年 6 月 30 日	児童発達支援

宮崎県告示第 391 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和 7 年 6 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
株式会社宮崎銀行 地銀ネットワークサービス株式会社 株式会社しんきん情報サービス 株式会社セイコーマート	宮崎市橋通東四丁目3番5号 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 東京都港区港南一丁目8番27号 北海道札幌市中央区南9条西5丁目 421番地
株式会社セブン－イレブン・ジャパン 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ	東京都千代田区二番町8番地8 東京都港区芝浦三丁目1番21号 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
母子父子寡婦福祉資金償還金及び違約金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和7年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、宮崎医療生協労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和7年6月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 争議行為の目的
2025年度賃金および諸要求について
- 2 争議行為の日時
令和7年6月26日 午前8時30分から午前9時30分まで
- 3 争議行為を行う場所
宮崎市大島町天神前1171番地
宮崎生協病院
宮崎市大塚町大迫南平4401－2
おおつか生協クリニック
宮崎市和知川原2丁目25－1
和知川原生協クリニック
宮崎市和知川原2丁目25－1
訪問看護ステーションれいんぼう
宮崎市祇園3丁目 195番地

小規模多機能ホームぎおんの家

宮崎市大塚町西ノ後3435－1

グループホームおおつかの家

延岡市浜砂町1丁目5－3

生協クリニックのべおか

延岡市浜砂町1丁目5－3

デイサービスそれいゆ

延岡市浜砂町1丁目5－3

居宅介護支援事業所それいゆ

延岡市浜砂町1丁目5－3

生協ホームヘルプサービスそれいゆ

宮崎市大島町天神前1175－3

宮崎医療生活協同組合・本部

4 争議行為の概要

ストライキ

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、岡富土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年6月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 田 啓 睦	延岡市日の出町1丁目16番地7
理 事	山 口 頼 久	延岡市日の出町1丁目21番地7
理 事	梶 原 幸 司	延岡市川原崎町 350番地2
理 事	宮 井 一 好	延岡市川原崎町1604番地2
理 事	浅 野 賢 治	延岡市桜園町77番地
監 事	黒 田 修	延岡市日の出町1丁目17番地1
監 事	甲 斐 千 年	延岡市日の出町1丁目5番地12
監 事	児 玉 昭 生	延岡市川原崎町 265番地

（任期：令和10年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 田 啓 睦	延岡市日の出町1丁目16番地7
理 事	山 口 頼 久	延岡市日の出町1丁目21番地7
理 事	宮 井 一 好	延岡市川原崎町1604番地2
理 事	浅 野 賢 治	延岡市桜園町77番地

理 事	梶 原 幸 司	延岡市川原崎町 350番地 2
監 事	甲 斐 千 年	延岡市日の出町 1 丁目 5 番地12
監 事	黒 田 修	延岡市日の出町 1 丁目17番地 1
監 事	児 玉 昭 生	延岡市川原崎町 265番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、上野地区土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 6 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	戸 高 清 次	西臼杵郡高千穂町大字上野 441番地
理 事	江 藤 誠 一	西臼杵郡高千穂町大字下野 617番地
理 事	甲 斐 昭 男	西臼杵郡高千穂町大字下野 444番地 3
理 事	甲 斐 哲 文	西臼杵郡高千穂町大字上野5061番地
理 事	馬 原 豊 幸	西臼杵郡高千穂町大字上野4985番地
理 事	小 林 直 樹	西臼杵郡高千穂町大字上野1655番地
監 事	佐 藤 金 一	西臼杵郡高千穂町大字上野2315番地
監 事	馬 原 和 光	西臼杵郡高千穂町大字下野 171番地
監 事	荒 内 謙 二	西臼杵郡高千穂町大字上野3811番地 2

（任期：令和10年 4 月 9 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 哲 文	西臼杵郡高千穂町大字上野5061番地

理 事	甲 斐 昭 男	西臼杵郡高千穂町大字下野 444番地 3
理 事	戸 高 清 次	西臼杵郡高千穂町大字上野 441番地
理 事	江 藤 誠 一	西臼杵郡高千穂町大字下野 617番地
理 事	後 藤 福 雄	西臼杵郡高千穂町大字上野1652番地
監 事	佐 藤 金 一	西臼杵郡高千穂町大字上野2315番地
監 事	甲 斐 一	西臼杵郡高千穂町大字下野 405番地
監 事	荒 内 謙 二	西臼杵郡高千穂町大字上野3811番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、吉野堤内土地改良区（宮崎市）から令和 7 年 5 月 29 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年 6 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 7 年 6 月 23 日

宮崎県水産試験場長 大 村 英 二

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名及び数量 漁業調査船「みやざき丸」上架整備（中間検査及び修繕）業務一式
- (2) 業務内容 入札説明書及び令和 7 年度漁業調査船「みやざき丸」中間検査上架整備工事設計書（以下「設計書」という。）による。
- (3) 履行期間 令和 7 年 11 月 11 日から令和 7 年 12 月 11 日まで
- (4) 入札方法 (1)の業務について入札を実施する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

この業務に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 7 年宮崎県告示第62号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種のうち、営業種目が車両・船舶・航空機類で、種目が船舶販売・整備のものであること。
- (2) 上架の方法が乾ドック又は浮ドックであること。ただし、み

やぎ丸（総トン数 199トン、全長 44.28メートル）が上架できること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

2(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号

郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

- (2) 申請書類の受付期間 令和7年6月23日から令和7年7月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県水産試験場管理課 宮崎市青島6丁目16番3号
郵便番号 889-2162 電話番号0985 (65) 1511

- (2) 期間 令和7年6月23日から令和7年8月1日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書、設計書等の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県水産試験場管理課
(2) 交付期間 令和7年6月23日から令和7年8月1日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 現地説明会の場所及び日時

- (1) 場所 みやぎ丸の定係港（油津港） 日南市油津4丁目22番地88号（第5号岸壁）

- (2) 日時 令和7年7月25日午後1時30分

※現地説明会参加希望者は、令和7年7月23日午後4時までに4

- (1)まで電話で連絡すること。

7 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県水産試験場管理課
(2) 提出期限 令和7年8月1日午後5時
(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

8 入札参加資格確認の結果の通知

入札参加資格確認の結果は、令和7年8月5日までに通知する。

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県水産試験場管理課
(2) 提出期限 令和7年8月8日午後1時30分（送付にあっては、令和7年8月7日午後5時必着）
(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県水産試験場2階会議室 宮崎市青島6丁目16番3号

- (2) 日時 令和7年8月8日午後2時

11 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

12 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

13 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

14 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県水産試験場管理課

15 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

17 Summary

- (1) Required services: a midterm inspection and repair for Miyazaki Maru, a fisheries research vessel
(2) Deadline for candidate tenders: 1:30p.m. August 8, 2025
(3) Contact for the notice: Miyazaki Prefectural Fisheries Research Institute, 6-16-3 Aoshima, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture 889-2162, Japan. TEL: 0985-65-1511

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年6月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 体操ゆか競技備品一式
(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
(3) 納入期限 令和8年3月27日
(4) 納入場所 アスリートタウン延岡アリーナメインアリーナ
(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
ア 令和7年宮崎県告示第62号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種であること。
イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類並びに入札参加申請書を令和7年7月28

- 日までに下記4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。
- 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法
- 上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。
- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和7年6月23日から令和7年7月4日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
- なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当
- (2) 期間 令和7年6月23日から令和7年8月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間
- (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当
- (2) 交付期間 令和7年6月23日から令和7年7月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当
- (2) 提出期限 令和7年8月4日午前10時（送付にあっては、令和7年8月1日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁1号館1階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和7年8月4日午前10時
- 8 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
- この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
- 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of goods and/ or services required: Gymnastics floor apparatus set
- (2) Time limit for tender: 10:00a.m. 4 August, 2025
- (3) Contact point for the notice: Article Procurement 1st Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibana-dori Higashi 2-10-1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和7年6月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 落札に係る物品等の名称及び数量
マンホールトイレ用上部構造物（健常者用）55セット
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 落札者を決定した日
令和7年6月12日
- 落札者の氏名及び住所
日本乾溜工業株式会社宮崎支店
延岡市野地町1丁目3619番地1
- 落札金額
36,201,385円
- 一般競争入札の公告を行った日
令和7年4月28日

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和7年6月23日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

- 指定納付受託者の名称及び所在地
 - 三菱UFJニコス株式会社
東京都文京区本郷3丁目33番5号
 - 宮銀カード株式会社
宮崎市橋通東1丁目7番4号 第一宮銀ビル7階
- 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第44号）第6条に規定する料金等
- 指定納付受託者として指定をした日
令和7年4月1日

病院局公営企業告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）

を次のとおり委託した。

令和 7 年 6 月 23 日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
弁護士法人エジソン法律事務所	東京都千代田区神田錦町 1 丁目 8 番 11 号 錦町ビルディング 4 階・8 階

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における未収金
(患者又は関係者が負担すべき診療費のうち未納となっているもの)
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 5 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 7 年 6 月 23 日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

病院局公営企業告示第 3 号

病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示

病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成 28 年病院局公営企業告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
（審査の申請） 第 3 条 前条第 1 項の規定により管理者が作成する名簿への登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、清掃業務の委託契約に係る競争入札参加資格審査申請書（別記様式第 2 号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。 （1） [略] （2） 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者でない旨の証明書（個人の場合に限る。） （3）・（4） [略] （5） 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）、<u>地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面</u> （6）～（20） [略] 2 [略] （登録及び競争入札参加資格審査の実施） 第 4 条 管理者は、前条第 1 項の申請書の提出があったときは、当該申請書の審査を行い、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を除き、名簿に登録するものとする。 （1）～（4） [略] （5） 宮崎県の県税、<u>地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がある者</u> （6）～（9） [略] 2～4 [略] 別表（第 8 条、第 11 条関係） <table><tr><th>項 目</th><th>要 件</th></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>五 その他 の要件</td><td>1～2 [略] 3 一の項から四の項まで及びこの項の 1 及び 2 に掲げる要件に該当する場合のほか、個人及び代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以</td></tr></table>	項 目	要 件	[略]		五 その他 の要件	1～2 [略] 3 一の項から四の項まで及びこの項の 1 及び 2 に掲げる要件に該当する場合のほか、個人及び代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以	（審査の申請） 第 3 条 前条第 1 項の規定により管理者が作成する名簿への登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、清掃業務の委託契約に係る競争入札参加資格審査申請書（別記様式第 2 号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。 （1） [略] （2） 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない旨の証明書（個人の場合に限る。） （3）・（4） [略] （5） 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）<u>及び特別法人事業税並びにこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面</u> （6）～（20） [略] 2 [略] （登録及び競争入札参加資格審査の実施） 第 4 条 管理者は、前条第 1 項の申請書の提出があったときは、当該申請書の審査を行い、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を除き、名簿に登録するものとする。 （1）～（4） [略] （5） 宮崎県の県税<u>及び特別法人事業税並びにこれらに附帯する徴収金に未納がある者</u> （6）～（9） [略] 2～4 [略] 別表（第 8 条、第 11 条関係） <table><tr><th>項 目</th><th>要 件</th></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>五 その他 の要件</td><td>1～2 [略] 3 一の項から四の項まで及びこの項の 1 及び 2 に掲げる要件に該当する場合のほか、個人及び代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑</td></tr></table>	項 目	要 件	[略]		五 その他 の要件	1～2 [略] 3 一の項から四の項まで及びこの項の 1 及び 2 に掲げる要件に該当する場合のほか、個人及び代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑
項 目	要 件												
[略]													
五 その他 の要件	1～2 [略] 3 一の項から四の項まで及びこの項の 1 及び 2 に掲げる要件に該当する場合のほか、個人及び代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以												
項 目	要 件												
[略]													
五 その他 の要件	1～2 [略] 3 一の項から四の項まで及びこの項の 1 及び 2 に掲げる要件に該当する場合のほか、個人及び代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑												

	上の刑を宣告され、清掃業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。		以上の刑を宣告され、清掃業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。
--	--	--	---

別記様式第 2 号中「破産者」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「地方法人特別税及びこれに附帯する徴収金」を「及び特別法人事業税並びにこれらに附帯する徴収金」に改める。

別記様式第 9 号を次のように改める。

様式第 9 号（第 3 条関係）

障 が い 者 の 雇 用 状 況 調 査 票

雇用状況	雇用の有無 (該当者がいる 場合のみ○印)	人 数
障がい者の分類		
① 重度身体障がい者		人
② 重度身体障がい者以外の身体障がい者		人
③ 重度身体障がい者（短時間）		人
④ 重度身体障がい者以外の身体障がい者（短時間）		人
⑤ 重度身体障がい者（特定短時間）		人
A 身体障がい者数 小計 ①×2+②+③+ (④+⑤) ×0.5		人
⑥ 重度知的障がい者		人
⑦ 重度知的障がい者以外の知的障がい者		人
⑧ 重度知的障がい者（短時間）		人
⑨ 重度知的障がい者以外の知的障がい者（短時間）		人
⑩ 重度知的障がい者（特定短時間）		人
B 知的障がい者数 小計 ⑥×2+⑦+⑧+ (⑨+⑩) ×0.5		人
⑪ 精神障がい者		人
⑫ 精神障がい者（短時間）		人
⑬ 精神障がい者（特定短時間）		人
C 精神障がい者数 小計 ⑪+⑫+⑬×0.5		人
雇用障がい者数 合計 A+B+C		人
従業員数(常時雇用する労働者の総数)		人

- (注) 1 人数については、申請日の直前の月末現在で記入すること。また、障がい者を雇用していない場合は、0人と記載すること。
- 2 上記調査票に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
- (1) 「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号「身体障害者障害程度等級表」の障害等級が1級から6級までに掲げる障がい者を有する者及び7級に掲げる障がいを2以上重複して有する者をいう。
- (2) 「重度身体障がい者」とは、(1)の障害等級のうち1級又は2級に掲げる障がいを有する者及び3級に掲げる障がいを2以上重複して有する者をいう。
- (3) 「知的障がい者」とは、児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者職業センターにより知的障がい者と判定された者をいう。
- (4) 「重度知的障がい者」とは、(3)で判定された者のうち知的障がいの程度が重いと判定された者をいう。
- (5) 「精神障がい者」とは、精神障害者福祉手帳を所持する者をいう。
- (6) 「短時間」とは、短時間労働者をさし、短時間労働者とは1週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ20時間以上30時間未満である常時雇用する労働者をいう。
- (7) 「特定短時間」とは、特定短時間労働者をさし、短時間労働者のうち、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満である労働者をいう。
- (8) 「常時雇用する労働者の総数」とは、正規の従業員（家族従業員で給与の支給を受けている者を含む。）の人数をいう。なお、代表者、派遣職員、パート、アルバイト、季節労働者等は除くものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

雑 報

宮崎県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和6年度決算の要旨を公告する。
令和7年6月23日

宮崎県市町村職員共済組合
理 事 長 甲斐 宗之

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分		短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
収 入	負担金	4,826,441	8,786,700	494,509	71,844			141,806	178,288				
	掛金等	4,877,391	6,021,219	494,533					175,769				
	施設収入・商品売上									125,418			
	連合会交付金等	384,940						62,528				45	
	利息及び配当金	1,072				4,552	11,501	211	601	215	103,185	41	147
	その他の収入	106,564						14		16,430	5,012	5,681	44,326
	他経理から繰入							26,612					
支 出	前年度支払準備金	812,763											
	計	11,009,171	14,807,919	989,042	71,844	4,552	11,501	231,171	354,658	142,063	108,197	5,767	44,473
	給付	5,386,105											
	役職員給与							114,006	43,395		3,820	500	14,006
	旅費・事務費							9,122	10,405	684	1,695	50	2,912
	商品仕入									1,683			
	委託費							7,878	5,333	72,492	553	50	6,337
出 入	支払利息					4,552	11,501				45,645	4,541	457
	連合会払込金等	606,185						8,435	2,282				
	前期高齢者納付金	783,365											
	後期高齢者支援金	1,824,887											
	負担金等払込金		14,807,919	989,042	71,844			62,775					
	他経理へ繰入	26,612											
	その他の支出	931,285						31,169	269,329	81,863	5,913	186	13,854
差 引	次年度支払準備金	844,701											
	計	10,403,140	14,807,919	989,042	71,844	4,552	11,501	233,385	330,744	156,722	57,626	5,327	37,566
差引当期利益金又は 当期損失金（△）		606,031	0	0	0	0	0	△ 2,214	23,914	△ 14,659	50,571	440	6,907

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分		短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
資 産	流動資産	1,580,612	901,953	62,604	402	11,077	5,370	276,501	884,876	353,859	1,261,295	70,389	556,117
	固定資産					440,000	5,529,565	768	31	1,006,294	11,079,367	441,738	
	繰延資産							601					425
資産合計		1,580,612	901,953	62,604	402	451,077	5,534,935	277,870	884,907	1,360,153	12,340,662	512,127	556,542
負 債	流動負債	35,904	901,953	62,604	402			7,053	13,801	11,186	11,591,340	73	56,710
	固定負債	844,701				451,077	5,534,935	79,423	88,578	45,819	2,828	457,794	11,104
	負債合計	880,605	901,953	62,604	402	451,077	5,534,935	86,476	102,379	57,005	11,594,168	457,867	67,814
純 資 産	利益剰余金	700,007						191,394	782,528	1,303,148	746,494	54,260	488,728
	欠損金												
	純資産合計	700,007	0	0	0	0	0	191,394	782,528	1,303,148	746,494	54,260	488,728
負債・純資産合計		1,580,612	901,953	62,604	402	451,077	5,534,935	277,870	884,907	1,360,153	12,340,662	512,127	556,542

--	--